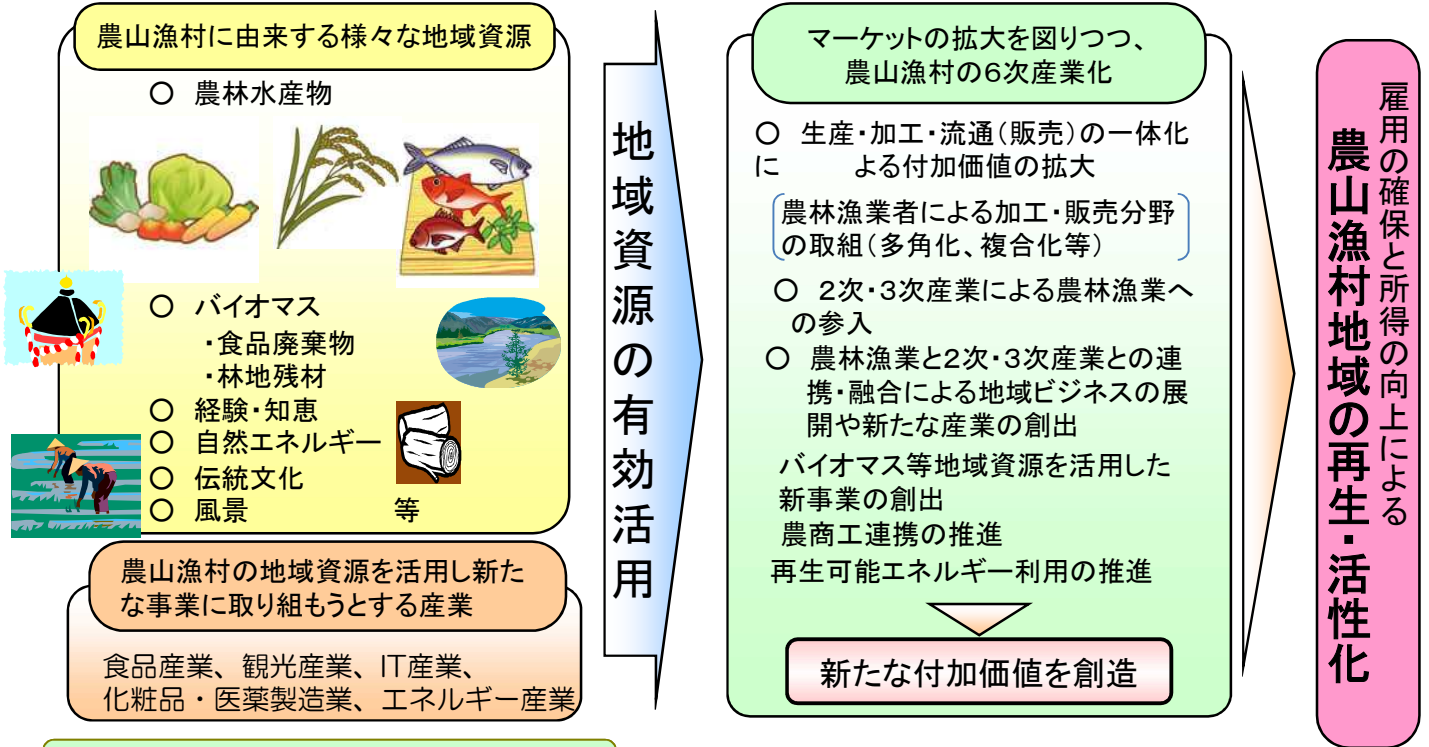


農山漁村の6次産業化の考え方

○農林漁業者等による生産・加工・販売の一体化や、農業と第2次・第3次産業の融合等により、農山漁村に由来する農林水産物、バイオマスや農山漁村の風景、そこに住む人の経験・知恵に至るあらゆる「資源」と、食品産業・観光産業、IT産業等の「産業」とを結び付け、地域ビジネスの展開と新たな業態の創出を促す農業・農村の6次産業化を推進します。



6次産業化を進めるために...

地域の活性化のためには、農林漁業者等と地域が自ら知恵を出し合い、新たな魅力など「地域の宝」を発掘し、地域の「強み」を一層増すための自主的な取組が大切です。このため、6次産業化に関心を持つ仲間が、お互いに情報を共有し、相互にアイデアを提供・交換することによって相乗効果が現れることを狙い、6次産業友の会として活動をしていきます。中国四国農政局も参加し、県・関係団体、さらに国機関等の方々と連携しながら、取組を応援していきます。



地域資源を活用した農林漁業者等による新事業の創出等及び地域の農林水産物の利用促進に関する法律(六次産業化法)

1 前文、目的(第1章)

地域資源を活用した農林漁業者等による新事業の創出等に関する施策及び地域の農林水産物の利用の促進に関する施策を総合的に推進することにより、農林漁業等の振興等を図るとともに、食料自給率の向上等に寄与することを目的とする。

2 地域資源を活用した農林漁業者等による新事業の創出等(第2章)[6次産業化関係]

- (1) 総合化事業計画(農林水産大臣が認定)
- 農林漁業者等が、農林水産物及び副産物(バイオマス等)の生産及びその加工又は販売を一体的に行う事業活動に関する計画
 - 農林漁業者等の取組に協力する民間事業者(促進事業者)も支援対象
(支援措置)・ 農業改良資金通法等の特例(償還期限及び据置期間の延長等)
・ 野菜生産出荷安定法の特例(指定野菜のリレー出荷による契約販売に対する交付金の交付) 等
- (2) 研究開発・成果利用事業計画(農林水産大臣及び事業所管大臣が認定)
- 民間事業者等が、上記の事業活動に資する研究開発及びその成果の利用を行う事業活動に関する計画
(支援措置)・ 種苗法の特例(出願料・登録料の減免)
・ 農地法の特例(農地転用許可に係る手続の簡素化) 等

3 地域の農林水産物の利用の促進(第3章)[地産地消関係]

- (1) 基本理念
- ①生産者と消費者との結びつきの強化、②地域の農林漁業及び関連事業の振興による地域の活性化、③消費者の豊かな食生活の実現、④食育との一体的な推進、⑤都市と農山漁村の共生・対流との一体的な推進、⑥食料自給率の向上への寄与、⑦環境への負荷の低減への寄与、⑧社会的気運の醸成及び地域における主体的な取組を促進すること。
- (2) 国による基本方針の策定、都道府県及び市町村による地域の農林水産物の利用についての促進計画の策定
- (3) 国及び地方公共団体による必要な支援の実施

6次産業総合推進事業(平成24年度)

【11.3億円】

農林漁業者等の経営の発展段階に即した個別相談等のサポート

●6次産業総合推進委託事業
(7.3億円)【委託事業】



各都道府県の6次産業化サポートセンターにおいて、6次産業化の先達・民間の専門家(ボランティア・プランナー、6次産業化プランナー等)による、IT活用や輸出を含めた経営の発展段階に即した個別相談や、課題解決に向けた実践研修会を実施するとともにファンドの活用を促進する異業種との交流会等を開催し農林漁業者等の経営改革の取組を支援。

農林漁業者のチャレンジを後押しする直接支援

●6次産業総合推進事業のうち地域段階支援
(4.0億円)【補助率:1/2、2/3、定額交付先:農林漁業者等】

- (1) 農林漁業者等の新たな事業分野への進出に係る直接支援
6次産業化の取組に向けた計画づくり、新商品開発や販路開拓などの取組を支援
- (2) 農林漁業者等の6次産業化の取組を促す環境づくりに対する支援
- ①6次産業化に取り組む農林漁業者等への技術研修
 - ②6次産業化に係る業種との交流会の開催等を行う取組を支援



6次産業化推進整備事業(平成24年度)

【21.9億円 補助率1/2以内】

農林漁業者等が自ら、あるいは食品産業事業者と連携して行う6次産業化の取組について、農林水産物の加工・販売施設、生産機械・施設等の整備を支援する。

●【補助率:1/2以内、
交付先:民間団体等】

<主な内容>

六次産業化法等により認定を受けた農林漁業者等が農林水産物の高付加価値化等を図るために必要な機械・施設の整備を支援することにより、農林漁業者等による6次産業化を強力に推進し、農山漁村における雇用の創出と所得の向上を図る。



中国四国地域の6次産業化サポートセンター

6次産業化サポートセンターは、6次産業化に取り組む農林漁業者等の様々な課題に対応できる専門家である「6次産業化プランナー」等を活用することにより、6次産業化の取組につながる案件の発掘から事業化までの総合的なサポートを行う機関です。

〔広島6次産業化サポートセンター〕
(財)広島県農林振興センター
 広島市中区大手町4-2-16
 TEL 082-541-6192

〔島根6次産業化サポートセンター〕
(株)農援隊
 出雲市下古志町1650
 TEL 0853-25-7778

〔鳥取6次産業化サポートセンター〕
(財)鳥取県産業振興機構
 鳥取市若葉台南7-5-1
 TEL 0857-52-6704

〔山口6次産業化サポートセンター〕
山口県食品開発推進協議会
 山口市滝町1-1
 TEL 083-933-4950

〔岡山6次産業化サポートセンター〕
(株)CAPコンサルティンググループ
 岡山市南区西市541-1
 TEL 086-242-6561

〔愛媛6次産業化サポートセンター〕
愛媛銀行
 松山市勝山町2-1
 TEL 089-933-1111

〔香川6次産業化サポートセンター〕
香川県農業経営者協議会
 高松市松島町1-17-28
 TEL 087-833-6434

〔高知6次産業化サポートセンター〕
NPO法人とさはちきんねっと
 高知市棧橋通5-1-56
 TEL 090-8697-8158

〔徳島6次産業化サポートセンター〕
徳島県商工会連合会
 徳島市南内町2-17
 TEL 088-623-2014



6次産業化に関するお問い合わせ先

【総合相談窓口】

- 中国四国農政局 事業戦略課 TEL 086-224-9415
- 中国四国農政局HP : <http://www.maff.go.jp/chushi/>
- 6次産業化HP : <http://www.maff.go.jp/chushi/sesaku/sixth/index.html>

【農政事務所相談窓口】

- 鳥取地域センター 農政推進グループ TEL 0857-22-3143
- 松江地域センター 農政推進グループ TEL 0852-24-7311
- 広島地域センター 農政推進グループ TEL 082-228-9483
- 福山地域センター 農政推進グループ TEL 084-955-8631
- 山口地域センター 農政推進グループ TEL 083-922-5404
- 徳島地域センター 農政推進グループ TEL 088-622-6132
- 高松地域センター 農政推進グループ TEL 087-831-8185
- 松山地域センター 農政推進グループ TEL 089-932-6989
- 高知地域センター 農政推進グループ TEL 088-875-2151

【中国・四国地域6次産業友の会】 E-mail : rokuji_nakama@chushi.maff.go.jp

